

調査についての留意事項

1 児童生徒に対する適切な対応について

この調査は、「暴力行為」、「いじめ」等について、一定の定義等の下で調査を行うことを通じて、児童生徒の問題行動等への取組に資することを目的とするものである。この調査の定義に基づいて挙げられた問題行動等の中でもその態様は様々であり、また、児童生徒の生徒指導上の課題はこの調査が対象としている問題行動等に限られるものではない。学校及び教育委員会等においては、日頃より児童生徒の個々の状況に応じて適切に指導等を行うこと。

2 問題行動等の記録の作成について

各学校においては、特定の教職員のみでなく、全ての教職員が共通理解の下で組織的に対応するため、問題行動等の内容、程度、状況等を日誌等に日頃から記録するなどして正確な実態把握に努めるとともに、教職員間でその情報を共有すること。

3 いじめの認知件数等の適切な把握について

いじめの認知に関しては、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を改めて確認するとともに、「自分より弱い者に対して一方的」「継続的」などの過去にいじめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめを積極的に認知するよう、学校の設置者及び学校に対して、必要な指導、助言を徹底して行うこと。

については、「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月18日付け初児生第42号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）を確認するとともに、いじめの積極的な認知に当たって、以下の点に留意すること。

- ・いじめの認知件数は、いじめられた児童生徒の人数を計上するものであり、いじめを受けた回数ではないことに留意すること。
- ・当該いじめが解消したと判断された場合も、認知件数として計上すること。
- ・定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したものを全てを認知件数として計上すること。
- ・アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。

また、平成29年3月14日に改訂した「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、同法第28条第1項に規定する「重大事態」についても、再度、定義を確認し、重大事態として扱うべきものが見逃されていないか、改めて学校の設置者及び学校に定義を周知するなどして確認すること。

さらに、各都道府県教育委員会等にあつては、別紙5の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の記入にあたっての補足事項(学校用)」を十分に活用し、各学校に対して、再度、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めた説明会を開催するなど、必要な指導、助言に努め

ること。

4 暴力行為の状況について

「暴力行為」については、調査票に掲げた例示の行為と同等か、又はこれらを上回る暴力行為があれば、全て計上すること。

5 小学校及び中学校における長期欠席の状況等について

「病気」の欄については「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数を記入する。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）」とすること、「経済的理由」の欄については、各自治体の就学援助制度により、各家庭への学用品費の支給などの経済的支援を行っていてもなお、家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数を記入するなど、それぞれの区分に計上する妥当性について十分に確認すること。

また、「理由別長期欠席者数」について、欠席理由が二つ以上ある場合には、主な理由を一つ選び記入すること。

さらに、「不登校の要因」については、教職員が、本人と保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入すること。

なお、「不登校児童生徒のうち、不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数」については、当該児童生徒が前年度において本調査のどの理由で計上されていたのかを確認した上で計上すること。

6 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況について

平成30年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報を基に、自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて、調査を実施した件数を計上する。（個々の自殺事案への対応（在校生や保護者への伝達内容等）においては、遺族の意向を最大限に考慮すべきであるが、本調査は、全国的な状況を調査・分析し、的確な実態把握により未然防止につなげる統計調査であるという趣旨を踏まえ、客観的な事実に基づき記入するよう努めること。）

7 通信制高校の調査について

通信制高校においては、本校内の問題行動等だけでなく、協力校、サポート校、学習センター等及び学校外における生徒の問題行動等についても、学校で把握して記入すること。この際、生徒の問題行動等の把握が難しいことも想定されるが、協力校、サポート校、学習センター等から情報の提供を受け、また、生徒やその保護者からも積極的に情報を収集するなどして状況の把握に努めること。